

令和7年度の事業推進について

島根県健康福祉部地域福祉課
福祉基盤・指導監査スタッフ

1. 事業周知及び受審促進について

令和6年度の取組み(下記)を引続き推進

(1) 研修等での説明・周知

県内すべての社会福祉法人を対象とした指導監査説明会・研修会及び介護保険事業者や障がい福祉関係事業者等への集団指導の際に、第三者評価の受審を呼び掛ける。

(2) 指導・監査での説明・周知

地域福祉課及び各事業担当課が実施する社会福祉法人及び社会福祉施設・事業所の指導・監査の際に、受審勧奨を行う。

※高齢者(一部のサービスを除く)分野及び障がい分野については、平成30年度から施設等利用者への重要事項の説明項目に「第三者評価の実施状況」が追加されたことに伴い、これを記載していない施設等に対しては記載するよう文書により指導を行っていく。

※障がい分野については、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする「スコア方式」に見直され、「支援力向上」の指標に、第三者評価の受審状況(「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」)が盛り込まれることになった。

また、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において

【共同生活援助における支援の質の確保(地域との連携)】で示された「各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目

（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける」
ことと福祉サービス第三者評価の位置づけと取扱い方針について

福祉サービス第三者評価の仕組みは引き続き活用を促すことから、第三者評価を受審している場合は、当該年度において地域連携推進会議の実施は免除することができることとされた。

(3) 受審ステッカーの配布

受審済の施設、事業所に「しまねっこ」受審ステッカーを配布し、PRを促す。

（事業所内貼付用・福祉車両貼付用）

※表示可能期間

社会的養護関係施設：3年間、その他の施設、事業所：5年間

2. 各種研修の実施について ※括弧内は令和5年度の実施時期

(1) 養成研修 (前期：9月、後期：10月)

評価機関における調査者としての資格を付与するために実施。

評価の実施に必要な知識や手法等を習得。資格の有効期間は2年間。

(2) 継続研修 (11月)

養成研修修了者のうち、評価業務に携わる者に対して実施。

資格の有効期間は3年間

(3) 指導者研修 (8月)

養成・継続研修の講師就任予定者に対して、指導に必要な知識及び技術を習得するために全国社会福祉協議会が実施。

県は、受講者の受講料及び旅費を負担。